

# アメリカ中等後教育改善基金における政府間関係の形成 －1972年教育改正法の制定過程の検討を通して－

A Study on the Formation of Intergovernmental Relationship at the  
Fund for the Improvement of Postsecondary Education in the U.S.A  
－ through the analysis of the enactment process  
of the Education Amendments of 1972－

吉田 武大\*  
Takehiro YOSHIDA

## Abstract

The purpose of this investigation is to analyze the formation of intergovernmental relationship at the Fund for the Improvement of Postsecondary Education (FIPSE) in the U.S.A , through the examination of the enactment process of the Education Amendments of 1972.

Previous studies have examined the outline and formation process of section 1202 of Education Amendment of 1972. However, these studies have not focused on the formation of intergovernmental relationship between the FIPSE and 1202 state commission.

Then, the obtained results are as follows; (1) Section 404 (b) was set at the committee of conference for the first time. (2) The role of section 1202 state commission was defined as planning statewide postsecondary education system, and administering federal program under section 1203 or Title X of Education Amendments of 1972 through the committee of conference.

**キーワード**：アメリカ連邦政府, 中等後教育改善基金, 政府間関係

## はじめに

本研究の目的は、アメリカ連邦政府の一部局である中等後教育改善基金（Fund for the Improvement of Postsecondary Education, 以下、FIPSE）を対象として、FIPSEと州政府の関係がどのように形成されたのかを、1972年教育改正法（Education Amendments of 1972）の

---

\* 関西国際大学教育学部

制定過程の検討を通して明らかにすることである。

1972年6月に1972年教育改正法が成立したことを受けて、連邦政府・保健教育福祉省（U.S. Department of Health, Education, and Welfare）内に FIPSE が創設された。FIPSE は中等後教育機関やその他公立私立の機関を対象として、中等後教育の改善をねらいとした財政援助を実施している。ここにおいては、連邦政府の一部局である FIPSE が主として中等後教育機関に対して直接的に補助金を支給している。

ところで、周知のようにアメリカでは、州政府が教育に関する第一義的権限を有しており、中等後教育もその例外ではない。換言すれば、州政府が州内の中等後教育に関する行政や財政に対して基本的な責務を担っているのである。

このように州政府が第一義的な権限を有するにもかかわらず、連邦政府の一部局である FIPSE が各州の中等後教育機関等に対して財政援助を実施しうる法的根拠は上述の1972年教育改正法に求められる。同法では、FIPSE と州政府の関係に関する規定として、「第404条（b）プロジェクトもしくはプログラムの申請書が1965年高等教育法第1202条<sup>1)</sup>に基づいて創設された州の適切な委員会（appropriate State Commission）に提出されない限り、また、保健教育福祉省長官に意見や推薦を提出する機会がその委員会に与えられない限り、本条（a）以下のいかなるプロジェクトやプログラムに対しても、補助金が支給されず、または、契約が取り交わされることはない。」<sup>2)</sup> という条文が設けられている。この規定では、FIPSE が中等後教育機関等への補助金支給を決定するに当たって、第1202条に基づいて創設された「州の適切な委員会」へ申請書をあらかじめ送付しておくことが求められているのである。

それでは、なぜ「州の適切な委員会」へ申請書を送付する必要があるのか。また、そもそもこの「州の適切な委員会」にはどのような役割が付与されており、FIPSE とはいかなる関係を有するものであるのか。本研究はこのような問題意識に対して、冒頭の目的を以て応えようとするものである。

本研究と関わっては、州政府のコミュニティカレッジに関する計画という観点から1972年教育改正法第1202条等の規定を分析した研究<sup>3)</sup> や、同法第1202条等がメイン州にどのようなインパクトを及ぼすものであるのかという問題関心から同法成立前の法案について考察した研究<sup>4)</sup> がわずかに散見される他は、州政府教育協議会（Education Commission of the States）からの委託のもと、1972年教育改正法第1202条で規定されていた「州の適切な委員会」の制定過程を整理した報告書<sup>5)</sup> がみられる程度であって、FIPSE と州政府の関係がどのように形成されたのかを正面から検討した研究は管見の限りみられない。中等後教育機関等による教育改善の実施において、連邦政府の一部局である FIPSE が州政府とのいかなる関係のもとで財政援助を行うようになったのかを分析することは、効果的な財政援助のあり方を考察していく際に基本的な示唆を与えるものと考えられる。

そこで本研究では、冒頭で設定した目的を明らかにするために、「州の適切な委員会」に関する1972年教育改正法第1202条と、FIPSE と州政府の関係に関する同法第404条（b）をめぐって、第1に、1971年の第92期連邦議会における上院及び下院の法案の制定過程を検討すること、第2に、1972年の第92期連邦議会の両院協議会において、上院と下院の法案がどのように調整されたのかを分析することを作業課題として設定する。その上で、FIPSE から「州の適切な委員会」へ申請書を送付する理由と、FIPSE と州政府の関係という観点からみた「州の適切な委員会」の役割に

ついて考察する。分析に際しては、連邦議会議事録等の議会資料をもとに検討を進めていくこととする。

## I 1971年第92期連邦議会における制定過程

### 1. 上院の制定過程

#### 1.1. 法案の提出

FIPSE の政府間関係に関する法案が初めて取り上げられたのは1971年の第92期連邦議会第1セッションにおいてであった。同年2月8日、クレイボーン・ペル (Claiborne Pell) 上院議員らは1965年高等教育法 (the Higher Education Act of 1965) や1963年職業教育法 (the Vocational Education Act of 1963), そして関連法規を改定するために、1971年教育改正法 (Education Amendments of 1971, 以下, S.659) という法案を提出した<sup>6)</sup>。

まず、1972年教育改正法第1202条に基づいて創設された「州の適切な委員会」について検討していく。この委員会は、S.659「Title I 高等教育」の「Part G 学術施設」のうち、「州高等教育委員会」というタイトルが付された第1202条 (a) (1) で規定された。具体的には次の通りである<sup>7)</sup>。

#### 州高等教育委員会

第1202条 (a) (1) 連邦政府によるプログラムの管理運営に際して、州委員会 (State Commission) の活用を求めている本法律によって授権されたプログラムへ参加することを希望するいかなる州も、管理運営という目的のために、州内の公衆 (public) と公・私立の高等教育機関 (公立コミュニティカレッジと公立技術機関 (public technical institutes) を含む) を広く代表するような州行政庁 (State agency) を指定する。そうした州行政庁が存在しない場合、州はそのような行政庁を創設する。

ここからは次の2点が指摘できる。第1に、州高等教育委員会が連邦政府のプログラムを管理運営する組織として位置づけられていることである。第2に、連邦政府から州政府に対して、プログラムの実施に伴う補助金を支給する条件として、既存の組織の中から州高等教育委員会に該当するものを指定すること、あるいは該当する組織がなければ新たに創設することが求められているということである。

また、第1202条 (b) では、州高等教育委員会について次のように規定されている<sup>8)</sup>。

第1202条 (b) (1) 教育局長は、州委員会が州の中等後教育に関するリソースと手段の総合的な記録表を作成することと、それらリソースと手段に関する調査を実施することを可能とさせるために、州委員会に補助金を支給する権限を授権される。このような記録表と調査によって、リソースは、中等後教育への進学を希望したり中等後教育から利を得られる州内全ての人々がそうした機会を保障されるために、より良く計画され、調整され、改善され、拡大され、変更されるのである。

(2) 教育局長はまた、州委員会が本条 (1) で設定された目的を達成するような州全体の

中等後教育システムに関する総合的な計画を実行することを可能とさせるために、州委員会に補助金を支給する権限を授権される。ここでいう計画には、前述の目的を達成する手段として総合的な公立コミュニティカレッジのシステムについての配慮が含まれる。

この第1202条（b）においては、州高等教育委員会の役割として、中等後教育の機会確保という理念のために、州内の中等後教育に関するさまざまなリソースと手段に関する調査を行うこと、その記録をとりまとめること、そして州全体の中等後教育システムに関する総合的な計画を実行することの3点が挙げられている。こうして州高等教育委員会は、これら3つの役割に加えて、第1202条（a）（1）で規定されていた連邦政府の補助金プログラムを管理運営する役割も担うこととされたのである。

次に、第404条（b）についてである。S.659には、FIPSEの原案である全米高等教育財団（National Foundation for Higher Education）に関する規定が含まれていた<sup>9)</sup>。しかし、全米高等教育財団の目的、予算、そして同財団の理事会（Board）の構成や役割については定められていたものの、同財団と州政府の関係に関する規定は設けられていなかった。

## 1. 2. 公聴会での質疑応答

S.659に対して、公聴会でどのような質疑応答がなされたのかを以下で分析していく。1972年教育改正法の「州の適切な委員会」に関する規定と第404条（b）に関する公聴会は1971年4月21日に実施された。公聴会で証人として出席したのはコロラド州高等教育委員会（Colorado Commission on Higher Education）の上級ディレクターであるフランク・アボット（Frank Abbott）、ノースカロライナ州高等教育委員会（North Carolina Board of Higher Education）ディレクターであり、州高等教育上級担当官協会（State Higher Education Executive Officers' Association）の連邦・州関係委員会（Federal-State Relations Committee）議長のキャメロン・ウエスト（Cameron P. West, 以下、ウエスト）、州政府教育協議会の高等教育サービスのディレクターであるリチャード・ミラード（Richard M. Millard, 以下、ミラード）博士、そしてニュージャージー州高等教育総長（Chancellor of Higher Education, State of New Jersey）のラルフ・ダンガン（Ralph A. Dungan, 以下、ダンガン）である<sup>10)</sup>。

これらの出席者のうち、証言したのはウエストであった。ウエストは、連邦政府と州政府をめぐり関係の前提として、中等後教育に関する計画の主たる責任は州が負っていることを強調しつつも、以下のような具体的問題状況を指摘した<sup>11)</sup>。

1. 州・国家レベルでの中等後教育の支援と拡大に対する資源の不足
2. 全ての教育形態に対する、そして特に中等後教育に対する、公的な責任に関する増加する強調
3. 教育上の成果とマンパワーの必要性との明らかな不均衡
4. 多くの私学教育機関で悪化した財政的苦境
5. 経済状況にかかわらず、個人の能力や必要性、そして全ての市民に対する関心と釣り合った中等後教育機会の平等性という目標の国家・州レベルでの一般的受容
6. 中等後教育機関とシステムにとって新しく洗練された情報や管理手法の出現
7. 教育機関やプログラムの相補性の多様性に対して増加する認識

8. 各州における公立機関の現在の数と多様性, そして
9. 合理的な方向性に対する基本的な必要性

これらの問題状況のなかで, 連邦法制は州政府の中等後教育に関する計画へのインパクトを有することから, 連邦政府にはそうした計画をより一層補強する責務があるとウェストは主張した<sup>12)</sup>。その上で, ウェストは次のような提案を行い, 州高等教育委員会の創設を支持している<sup>13)</sup>。

- 第1: 公立および非公立の機関を含んだ中等後教育に関する州全体の総合計画の法的権限を有する各州に対して, 必ずしも同等の必要はないが, 補助金が支給される。
- 第2: 上記の総合計画に関する連邦政府の補助金が, 各州の中等後教育に関する総合計画に責務を負っている州行政庁に支給される。
- 第3: 中等後教育の多様な特定補助金プログラム (categorical grant program) に関する州の計画と運用に対して支給される連邦政府の補助金が, 指定された計画行政庁 (designated planning agency) によって管理される。
- 第4: 総合的な計画行政庁 (comprehensive planning agencies) に支給される連邦政府の補助金の一部が, 州全体の計画の作成と実行を支援する目的のために, 適切な行政機関等へ支給されるような規定が作られる。

また, 全米高等教育財団について, ウェストは創設に賛意を表した。その上で, 同財団の理事会に州高等教育委員会に所属する者も含めるべきであると強く提案した<sup>14)</sup>。さらに同財団には教育機関のみならず州も含意されていることから, 州全体の観点も重視すべきであると述べ, 州の教育動向に配慮した財政援助を実施すべきであると主張したのであった<sup>15)</sup>。

### 1.3. 法案の成立

公聴会での証言を踏まえて, 上院では条文の修正作業 (mark up) が行われた。そして修正されたS.659が上院本会議で審議されていくこととなる。以下では, 修正後のS.659を検討していく。

まずは州高等教育委員会である。条文の修正作業を経て, 第1202条 (a) (1) は次のようなものとなった。

第1202条 (a) (1) 1972年6月30日以降, 連邦政府によるプログラムの管理運営に際して州委員会の活用を求めている本法律によって授権されたプログラムへ参加することを希望するいかなる州も, 管理運営という目的のために, 州内の公衆と公・私立の高等教育機関 (公立コミュニティカレッジと公立技術機関を含む) を広く代表するような州行政庁を指定する。そうした州行政庁が存在しない場合, 州はそのような行政庁を創設する<sup>16)</sup>。

ここでは, 1971年2月に提出された当初の条文に年月日が追記された程度であり, それ以外に修正された箇所は特段みられない。また, 第1202条 (b) についても, 当初の条文から変更や修正はなされていなかった<sup>17)</sup>。

次に, 全米高等教育財団に関する規定にはどのような修正がなされたのであろうか。公聴会において, ウェストは同財団の理事会の構成員に州高等教育委員会に所属する者も含めるように主

張していた。しかし、修正された規定には、理事会の構成員のうち、少なくとも1人は学生であることが明記された程度であって、州高等教育委員会に関する言及は全くなされていなかった<sup>18)</sup>。また、全米高等教育財団が財政援助を実施する際に、州政府との関係を規定するような条文が追加されたわけでもなかったのである<sup>19)</sup>。

このような修正規定を含んだS.659は、上院本会議で特段の反対意見が出されることなく、1971年8月6日に賛成51票、反対0票、棄権49票で上院を通過している<sup>20)</sup>。

## 2. 下院の制定過程

### 2.1. 法案の提出と公聴会での質疑応答

1972年教育改正法と関連する下院の法案は1971年高等教育法（Higher Education Act of 1971, 以下, H.R.7248）である。H.R.7248は、1971年4月6日にエディス・グリーン（Edith Green, 以下, グリーン）下院議員らによって提案された。しかし、1972年教育改正法第1202条に基づいて創設された「州の適切な委員会」に関する規定は定められていなかった。FIPSEに至っては、規定自体が設けられていなかったのである。それにもかかわらず、否、それ故にこそ、公聴会では「州の適切な委員会」とFIPSEをめぐる証言が行われている。そこで以下においては、下院の公聴会でどのような証言がなされたのかを分析していく。

1972年教育改正法の「州の適切な委員会」に関する規定と第404条（b）に関係する公聴会は1971年4月23日に実施された。公聴会では、上院の公聴会にも出席していたダンガンがミラード博士の同席のもと、証言を行っている<sup>21)</sup>。

まず、「州の適切な委員会」をめぐる、ダンガンは、ウエストが上院の公聴会で主張した前述の4つの提案と同じ提案を行い、「州の適切な委員会」の創設を支持している<sup>22)</sup>。

次に、FIPSEに関して、ダンガンはH.R.7428では取り上げられていなかった全米高等教育財団にも言及し、その創設に賛意を表した上で、同財団と州政府との関係について、ウエストと同様に次のように述べている<sup>23)</sup>。

我々は、全米高等教育財団が最終的にどのような組織形態を取るものであれ、州の高等教育行政の代表者が同財団の理事会に含まれるように法案が修正されることを強く望む。また、全米高等教育財団は、教育機関や高等教育という含意と同様に、州という含意も有しているのである。そして、州全体の観点が表されているということが極めて重要なのである。

この証言からは、全米高等教育財団の理事会の構成員に州の代表者を含めることによって、同財団が財政援助を実施する際に、特定の教育機関の観点のみならず、当該教育機関が立地する州全体の観点も重視すべきであると主張している点が注目されよう。もっとも、ここでは、同財団と州政府の具体的な関係にまで言及されていたわけではなかった。

### 2.2. 法案の成立

公聴会の後、下院ではダンガンの証言も参考にしながら条文の修正作業が行われた。そして修正された法案が下院本会議で審議されていくことになる。以下、公聴会を経てどのような修正がなされたのかを分析していくこととする。

まず、1972年教育改正法第404条（b）で言及されていた、第1202条に基づいて創設された「州

の適切な委員会」についてである。条文の修正作業では、ダンガンの主張が採り入れられた結果、H.R.7248に関連規定が設けられることとなった。このうち、「州の適切な委員会」の概要については第1701条（a）（1）で次のように定められた<sup>24）</sup>。

#### Title XVII 州中等後教育委員会

第1701条（a）（1）いかなる州も州行政庁あるいは州委員会を指定もしくは創設する。州行政庁あるいは州委員会は、州内の公衆と、コミュニティ・ジュニアカレッジ、技術機関、4年制高等教育機関、中等後の学術的また／あるいは職業的、そして職業訓練を提供している4年制高等教育機関の分校を含みながら、公・私立で非営利型の中等後教育機関と営利型の中等後教育機関を広範にそして公正に代表している。

この条文のタイトルをみると、上院で定められた「州高等教育委員会」ではなく、「州中等後教育委員会」となっている。また、条文の内容からは、中等後教育機関の種類が上院と比べて多く列挙されており、その結果、中等後教育の概念が広く捉えられていること、そして、連邦政府の補助金プログラムに参加することを希望する州委員会といった、上院の法案では設定されていた前提条件が付されていないことがうかがえる。

次に、「州の適切な委員会」の役割については第1701条（b）で以下のように定められている<sup>25）</sup>。

第1701条（b）（1）教育局長は、前項（a）にしたがって、州行政庁あるいは州委員会が州の中等後教育に関するリソースと手段に関する総合的な記録表を作成することと、それらリソースと手段に関する調査を実施することを可能とさせるために、州行政庁あるいは州委員会に補助金を支給する権限を授権される。このような記録表と調査によって、前記のリソースは、中等後教育への進学を希望したり中等後教育から利を得られる州内全ての人々がそうした機会を保障されることを保障するために、より良く計画され、調整され、改善され、拡大され、変更されるのである。

（2）教育局長はまた、州行政庁あるいは州委員会が上記（1）で設定された目的を達成するような州全体の中等後教育システムに関する総合的な計画を実行することを可能とさせるために、州行政庁あるいは州委員会に補助金を支給する権限を授権される。ここでいう計画には、前述の目的を達成する手段としてのコミュニティサービス機関のシステムについての配慮が含まれる。

（3）教育局長は、州行政庁あるいは州委員会が上記（1）と（2）で設定された目的を達成することを支援するために、州行政庁あるいは州委員会にとって利用可能な技術支援を行う。

このうち、第1701条（b）（1）及び（2）をみると、「州の適切な委員会」の役割として、記録表を作成すること、リソースと手段に関する調査を行うこと、そして中等後教育システムに関する総合的な計画を実施することが定められており、連邦政府の補助金プログラムを管理運営することを除けば上院のS.659と同様であることが指摘できる。なお、第1701条（b）（3）では保健教育福祉省教育局長が州行政庁あるいは州委員会に対して技術支援を行うとされており、その

点が上院の規定と異なっている。

そして、全米高等教育財団に関する規定である。同財団については、ダンガンから創設を支持する証言が公聴会でなされたにもかかわらず、H.R.7248の修正法案に関連規定が設けられることはなかったのであった。

以上の修正規定のうち、下院本会議では、州中等後教育委員会に対する反対意見は出されなかった。また、全米高等教育財団に至っては、関連の規定が設けられていないことに対する質疑すらなされなかった。こうして1971年11月4日に、H.R.7248は賛成332票、反対38票、棄権60票で下院を通過したのである<sup>26)</sup>。

## II 1972年第92期連邦議会の両院協議会における法案の調整

下院でH.R.7248が成立した4日後の11月8日、下院は上院のS.659との間に相当の違いがあることを踏まえて両院協議会の開催を要望した。これを受けて上院は検討を行い、下院の求めに応じることとなり、両院協議会が開催された<sup>27)</sup>。以下では、1972年教育改正法第1202条と第404条(b)をめぐる、どのような調整が両院協議会でなされたのかを検討していく。

まず、「州の適切な委員会」の概要に関してである。両院協議会では同委員会に関する規定についても協議がなされ、その結果、上院の法案であるS.659第1202条(a)と下院の法案であるH.R.7248第1701条(a)は、第1202条(a)として次のように修正された<sup>28)</sup>。

### 州中等後教育委員会

第1202条(a)第1203条あるいはTitle Xの下で支援を受けることを望むいかなる州も、州内における一般公衆 (general public) と、コミュニティカレッジ (Title X に定義されているものとしての)、ジュニアカレッジ、中等後職業学校、地域職業学校、技術機関、4年生高等教育機関とその分校を含みながら、公・私立の、そして非営利・営利型中等後教育機関を広範かつ公正に代表するような州委員会を創設するか、既存の州行政庁あるいは州委員会 (州委員会と称されている) を指定する。

条文のタイトルをみていくと、「州中等後教育委員会」とされていることから、下院の主張が認められたことがうかがえる。また、「州の適切な委員会」の役割をめぐる、上院のS.659では連邦政府の実施するプログラムを管理運営することと広く定められていた。これに対して下院のH.R.7248では、そもそもこのような役割自体への言及がなされていなかった。両院協議会においては、これらのうち、とりわけ下院のH.R.7248で「州の適切な委員会」がどのような役割を果たすのかについて言及されていないことが問題視された<sup>29)</sup>。そこで上記のように、第1203条、あるいはTitle Xつまりコミュニティカレッジに関する連邦政府の補助金プログラムを管理運営することと明確に規定されたのであった。なお、「州の適切な委員会」は何を代表しているのかについて、上院のS.659では「州内の公衆と公・私立の高等教育機関 (公立コミュニティカレッジと公立技術機関」、下院のH.R.7248では「州内の公衆と、コミュニティ・ジュニアカレッジ、技術機関、4年制高等教育機関、中等後の学術的また／あるいは職業的、そして職業訓練を提供している4年制高等教育機関の分校を含みながら、公・私立で非営利型の中等後教育機関と営利型の中



等後教育機関」とされていたことを踏まえると、両院協議会で調整された上述の条文では、基本的には下院の主張が受け入れられたことが看取される。

次に、上院の S.659第1202条（b）と下院の H.R.7248第1701条（b）については、第1202条（b）（c）および第1203条（a）として次のように調整された<sup>30)</sup>。

第1202. 条（b）州委員会は、必ずしも同委員会の構成員で構成される必要のない委員会（committees）あるいは特別委員会を創設する。また、既存の行政庁等を活用しながら調査を行い、推薦を行う、あるいは、そうでなければ、州委員会の業務に最も関連する機関、利益集団そして社会部門からの利用可能な専門知識に貢献する。

（c）（1）1973年7月1日以降のいかなる時においても、前項（a）の下で創設される州委員会を、第105条、第603条、あるいは第704条の下で求められる州行政庁あるいは機関として指定する。そのような場合、この条文の下で創設される州委員会は、州行政庁あるいは機関に対するそうした条文の要望を満たすように思われる。

（2）もし州が、前項（1）の指定を行うならば、

（A）教育局長は、指定によって移転された適切かつ効果的な州委員会の役割に対して必要な額を支出する。

（B）州委員会は、指定されることに関して州行政庁あるいは機関にとっての後継的な行政庁と考えられる。従って、州行政庁あるいは機関による行動は、州委員会によって変更されるまで有効である。

#### 州全体の総合計画

第1203条（a）教育局長は、第1202（a）に基づいて創設される州委員会に対して、州における全ての公立私立の中等後教育のリソース—中等後教育への進学を望み、そこから利益を得ることのできる州内の全ての人々がそうするための機会を得られるように、そうしたリソースにとってより良く調整され、改善され、拡大され、あるいは変更されるために必要な計画を含みながら—に関するあらゆる総合的な調査やその記録を通じて、Title X で要求されている調査と計画の範囲を拡大させることを可能とさせるために、補助金を支給することを授権される。

（b）教育局長は、もし要求されるのならば、この条文の目的を達成することにおいて、州委員会を支援するために、州委員会にとって利用可能な技術的支援を行う。

これらの条文で言及されている調査や記録の作成、総合計画の策定・実施といった「州の適切な委員会」の役割自体については、既に上院の S.659第1202条（b）及び下院の H.R.7248第1701条（b）でそれぞれ定められており、両院協議会で大きな変更がなされたわけではない。ただ、両院協議会で調整された法案では、これらの規定が第1202条（b）と第1203条という2つの条文に分割され、詳細な説明が加えられた。なお、両院協議会では、H.R.7248の第1701条（b）（3）で定められていた技術支援が採り入れられ、連邦政府による補助金支給以外の支援のあり方も明記された。

そして、FIPSE と州政府の関係に関する第404条（b）である。この条文は前述のように、上

院の S.659にも下院の H.R.7248にも定められていなかったが、両院協議会で初めて規定されることとなった。具体的には、第1202条と関連づけられながら次のように定められた<sup>31)</sup>。

第404条 (b) プロジェクトもしくはプログラムの申請書が1965年高等教育法第1202条に基づいて創設された州の適切な委員会に提出されない限り、また、保健教育福祉省長官に意見や推薦を提出する機会が前述の委員会に与えられない限り、本条 (a) 以下のいかなるプロジェクトやプログラムに対しても、補助金が支給されず、または、契約が取り交わされることはない。

この条文は、保健教育福祉省長官に対して、中等後教育機関等から提出された申請書のコピーを第1202条に基づいて創設される「州の適切な委員会」へ送付することを求めたものである。また、コピーを送付する際には、「州の適切な委員会」がコメントや推薦を提出しうるよう、必要な期間が「州の適切な委員会」に与えられている。この条文を設けた意図は、両院協議会の報告書によれば、申請書の採択に当たって、保健教育福祉省長官へ追加情報を提供することとされている<sup>32)</sup>。これは、保健教育福祉省長官つまり連邦政府の立場からすれば、申請書を採択する際の判断材料が増えることを意味する。一方、州政府の側からすれば、連邦政府から送付された申請書のコピーを確認することで、州内の中等後教育機関等がいかなる教育改善を実施しようとしているのかを把握することが可能となる。これらの点を踏まえると、第404条 (b) を設けることで、州政府が第1203条 (a) で規定されていた州の中等後教育に関する総合計画を策定・実行する際に、中等後教育機関等の作成した申請書の内容をあらかじめ把握し、州の総合計画の方向性と個々の機関の方針との関連性について検討できるように連邦政府が配慮を示したと考えることができる。

両院協議会で調整された以上の法案は上院及び下院本会議でそれぞれ審議され、上院では特段の反対意見が出されることなく、1972年5月24日に賛成63票、反対15票、棄権21票で可決された<sup>33)</sup>。下院では、H.R.7248の主提出者であったグリーン下院議員が強く反対したことも影響して、賛成218票、反対180票、棄権34票の僅差で6月8日に可決された<sup>34)</sup>。こうしてニクソン大統領の署名がなされ、6月23日に1972年教育改正法が成立し、FIPSEと州政府の法制的な関係が形成されたのであった<sup>35)</sup>。

## おわりに

これまで、連邦政府の一部局である FIPSE と州政府の関係がどのように形成されたのかを、1972年教育改正法の制定過程を通して検討してきた。ここで明らかになったことは次の2点にまとめられる。

第1に、FIPSEと州政府の関係を規定した第404条 (b) である。この条文は上院の S.659及び下院の H.R.7248のいずれにも定められていなかった。そもそも下院の H.R.7248では、FIPSEに関する規定自体が設けられていなかったのである。これらのことから明らかなように、第92期連邦議会当初、FIPSEと州政府の関係は全くといってよいほど重視されていなかった。しかし、両院協議会で初めて FIPSE と州政府の関係に関する条文が設けられ、1972年教育改正法で正式に

制度化されたのである。

第2に、第1202条に基づいて創設された「州の適切な委員会」についてである。上院では、この委員会の役割として、連邦政府によるプログラムの管理運営、州内の中等後教育に関する調査の実施と記録表の作成、中等後教育のシステムに関する総合計画の実施が規定されていた。一方、下院では、州内の中等後教育に関する調査の実施と記録表の作成、中等後教育システムに関する総合計画の実施が挙げられていた。このように、プログラムの管理運営を除けば、上院及び下院において同様であった「州の適切な委員会」の役割は、両院協議会を経て、州内の中等後教育システムに関する総合計画の策定・実施とコミュニティカレッジに関する連邦プログラムの管理運営に明確化されたのであった。

これらを踏まえ、FIPSEが「州の適切な委員会」に申請書のコピーを送付する理由と、FIPSEと州政府の関係という観点からみた「州の適切な委員会」の役割について考察していく。

まずは申請書のコピーの「州の適切な委員会」への送付についてである。この点に関する第404条（b）は前述のように、第92期連邦議会当初から定められていたわけではなく、両院協議会で初めて規定されたものであった。ただ、同条が何の文脈もなしに新設されたとは考えにくい。ここでは、第404条（b）など政府間関係に関する諸規定をめぐって、上院と下院の法案を調整する必要性や関連する規定同士を調整する必要性といった観点から第404条（b）が制定された経緯を考察していくのが妥当であろう。そこで、両院協議会の修正法案第1203条（a）で取り上げられていた Title X、つまりコミュニティカレッジに関する規定に着目していく。両院協議会以前、上院 S.659 の Title X 第1016条では、連邦補助金の受給を目的としてコミュニティカレッジから連邦政府に提出された申請書の内容は、州政府のコミュニティカレッジに関する計画と調和したものであるべきとされていた<sup>36)</sup>。この条文は、個々のコミュニティカレッジの方針と州政府の計画にずれが生じないようにコミュニティカレッジに求めたものであり、両院協議会でもそのまま採り入れられ、1972年教育改正法で法制化されている<sup>37)</sup>。一方、FIPSEの原案である全米高等教育財団をめぐっては、S.659第403条で連邦補助金を求めてコミュニティカレッジを含む中等後教育機関から同財団に申請がなされること等が記載されていた。このように S.659第1016条と第403条には、連邦政府への補助金申請の基本的なあり方と、申請することのできる機関という2つの点で共通性がみられる。それにもかかわらず、全米高等教育財団に関しては、中等後教育機関等の教育改善に関する方針と、「州の適切な委員会」の役割である州の中等後教育に関する総合計画との調和を求める規定は一切設けられていなかった。つまり、連邦政府と州政府の関係をめぐって、S.659第1016条と第403条の間に齟齬が生じていたのである。そこで両院協議会において、このような齟齬を解消し、整合性を図るために第404条（b）が定められたことが考えられる<sup>38)</sup>。以上を踏まえると、FIPSEと州政府の関係に関する第404条（b）は、第92期連邦議会当初から明確な意図を以って定められたわけではなく、コミュニティカレッジに関する規定との整合性を図るために設けられたと推察される。

次に、「州の適切な委員会」の役割についてである。この委員会に対しては前述の通り、両院協議会を経て第1202条及び第1203条において、州内の中等後教育システムに関する総合計画の策定・実施とコミュニティカレッジに関する連邦プログラムの管理運営という役割が付与された。ただ、第404条（b）が新設されたことで、「州の適切な委員会」には、FIPSEとの関係をめぐって、州内の中等後教育機関等がどのような教育方針を有しているのかをあらかじめチェックし、その上

で保健教育福祉省長官にコメントや推薦を行う役割が新たに付与されたのである。これは、「州の適切な委員会」が中等後教育に関する総合計画を策定し、実行していく際の事前確認という機能を果たす点で、総合計画の策定・実施に関する補完的な役割が第404条（b）によって追加されたと指摘できる。

最後に、今後の課題としては以下のことが挙げられる。

第1に、FIPSEと州政府の関係に関する規定の展開過程を検討することである。この規定を含んだ1972年教育改正法は制定後、幾度かの改定を経て現在に至っている。そこで、改定の際に、FIPSEと州政府の関係をめぐってどのような議論がなされ、規定が変容していったのかを分析することで、連邦政府の一部局であるFIPSEと州政府の動的な関係の描出が可能になる。

第2に、補助金申請の採択プロセスを分析していくことである。FIPSEが創設された当初、中等後教育機関等からの申請は毎年約1500～2000件に達していた<sup>39)</sup>。これら膨大な申請に加えて、州政府からコメントや推薦に関する文書も保健教育福祉省長官のもとに提出されていたことを考慮すると、補助金申請の採択プロセスは複雑かつ膨大なものであったことが推察される。そこで補助金申請の採択プロセスを分析することによって、FIPSEと州政府との関係の実態がより一層浮き彫りになると考える。

#### 【脚注】

- 1) 1965年高等教育法が改定されて1972年教育改正法になっているため、「1965年高等教育法1202条」は「1972年教育改正法1202条」と同義である。
- 2) United States Congress (以下、USC), *United States at Large containing the laws and concurrent resolutions enacted during the second session of the ninety-second congress of the United States of America -1972 and proposed amendment to the constitution and proclamations-*, Volume 86, 1973, p.328.
- 3) McKinney Harry, *Section 1202 and statewide planning for public and junior colleges*, Florida State University, 1974.
- 4) Donald McNeil, and Aims McGuinness, Jr., *An analysis of the impact on state organizations of sections of H.R.7248 and S.659 relating to state planning and coordination of post-secondary education for consideration by the joint conference committee of the U.S. House of Representatives and U.S. Senate*, 1972.
- 5) Aims McGuinness, Jr., et al., *The changing map of postsecondary education -state postsecondary education commissions (1202): their origin, development and current status-*, Education Commission of the States, 1975.
- 6) United States Congress Senate (以下、USCS), *Hearings before the Subcommittee on Education of the Committee on Labor and Public Welfare United States Senate ninety-second congress first session on S.659*, Part 1, 1971, pp.2-160.
- 7) *Ibid*, pp.94-96.
- 8) *Ibid*, pp.95-96.
- 9) *Ibid*, pp.107-111.
- 10) USCS, *Hearings before the Subcommittee on Education of the Committee on Labor and Public Welfare United States Senate ninety-second congress first session on S.659*, Part 2, 1971, pp.1203-1219.
- 11) *Ibid*, pp.1211-1212.

- 12) *Ibid*, p.1212.
- 13) *Ibid*, pp.1212-1213.
- 14) *Ibid*, p.1216.
- 15) *Ibid*.
- 16) USC, *Congressional Record proceedings and debates of the 92nd congress first session*, Volume 117 Part 23, 1971, pp.30387-30388.
- 17) *Ibid*, p.30388.
- 18) *Ibid*, p.30392.
- 19) *Ibid*.
- 20) *Ibid*, p.30500.
- 21) United States Congress House of Representatives, *Hearings before the Special Subcommittee on Education of the Committee on Education and Labor House of Representatives ninety-second congress first session on H.R.32, H.R.5191, H.R.5192, H.R.5193, and H.R.7248*, Part 2 and Appendix, 1971, pp.804-813.
- 22) *Ibid*, pp.806-807.
- 23) *Ibid*, pp.807-808.
- 24) USC, *Congressional Record proceedings and debates of the 92nd congress first session*, Volume 117 Part 30, 1971, p.39285.
- 25) *Ibid*, pp.39285-39286.
- 26) *Ibid*, pp.39353-39354.
- 27) USC, *Congressional Record proceedings and debates of the 92nd congress second session*, Volume 118 Part 4, 1972, p.5013.
- 28) USCS, *Senate Reports 92nd congress second session*, Volume 1-3, 1972, p.93.
- 29) *Ibid*, p.199.
- 30) *Ibid*, pp.93-94.
- 31) *Ibid*, pp.98.
- 32) *Ibid*, p.203.
- 33) USC, *Congressional Record proceedings and debates of the 92nd congress second session*, Volume 118 Part 15, 1972, p.18862.
- 34) USC, *Congressional Record proceedings and debates of the 92nd congress second session*, Volume 118 Part 16, 1972, p.20340.
- 35) USC, *Congressional Record proceedings and debates of the 92nd congress second session*, Volume 118 Part 18, 1972, p.22702.
- 36) USCS, *Education Amendments of 1971 Report of the Committee on Labor and Public Welfare United States Senate on S.659 to Amend The Higher Education Act of 1965, The Vocational Education Act of 1963, and Related Acts and for other purposes together with Supplemental And Individual Views*, 1971, p.233.
- 37) USCS, *op. cit.*, 1972, p.83.
- 38) なお、FIPSEの創設期にプログラム担当官として勤務したチャールズ・バンティング（Charles Bunting）氏によれば、両院協議会では、第1202, 1203条とFIPSEの規定を検討して、両者を調整するために第404条が規定されたのではないかと述べていた。（聞き取り調査日：2011年8月15日）
- 39) Virginia Smith, et al, *Fund for the Improvement of Postsecondary Education: The Early Years*, The National Center for Public Policy and Higher Education, 2002, pp.41-42.

**【付記】**

本研究は、科学研究費補助金（若手研究（B）、課題番号：25780499）による成果の一部である。